

## 令和5年度就職氷河期世代マッチング支援事業業務委託仕様書

委託業務仕様の内容は、次のとおりとする。

### 1 目的

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、学卒時に希望する就職ができず、現在も不安定な就労状況にある就職氷河期世代（※）の方（以下「支援対象者」という。）と、人材を求める県内企業とのマッチング会を開催するとともに、支援対象者を採用する意向のある企業の開拓、企業や求人に関する通年での情報発信、支援対象者及び企業の相談対応等により、支援対象者の正規雇用の求人のみでなく、短時間労働や在宅勤務（リモートワーク）を実施する受入れ企業を開拓し、長期無業者層や社会参加支援が必要な層の就労を促進する。

※ 就職氷河期世代について（地域就職氷河期世代支援加速化交付金に関するQ&A抜粋）

就職氷河期世代とは、概ね1993年（平成5年）から2004年（平成16年）の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を指す（2023年4月1日時点において大卒で概ね41歳から52歳、高卒で概ね37歳から48歳に相当）（「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年5月29日「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」とりまとめ）より）。

ただし、この対象年齢は、1993年から2004年までに学校卒業期を迎えた者の標準的な年齢層を示したものであり、例えば、留学、大学院進学、浪人・留年等により、この対象年齢を超える者も存在するが、1993年から2004年に学校卒業期を迎えた者であれば、この対象年齢を超える者であっても支援の対象となる。

### 2 対象者

正規雇用、短時間就労及び在宅勤務を希望する就職氷河期世代の方

### 3 基本方針

特に就職氷河期世代の方への支援は、それぞれの状況に応じた複数の支援メニューが必要であるため、宮崎労働局（ハローワーク）や地域若者サポートステーション、支援団体等と主体的かつ積極的に連携を図りながら業務を実施すること。

### 4 委託業務の範囲

支援対象者の正規雇用、短時間就労及び在宅勤務を促進するため、以下(1)～(4)の事業を実施する。

#### (1) マッチング会（面談会）の開催

支援対象者と、県内企業等とのマッチングの機会を提供するため、採用に積極的な企業による合同企業面談会を開催すること。ただし、対面開催に限らず

オンライン開催も含めて効果的な実施方法（次のア～キ含む）を提案すること。

ア 実施時期

提案事項とする。実施時期の根拠を示すこと。

イ 実施回数

提案事項とする。

ウ 参加企業数

提案事項とする。

なお、参加企業の申込受付は県が行い、様々な業種から受付することとする。受託者は、4(2)により開拓した企業を含め、県内企業へ面談会の参加企業募集について積極的に周知を行うこととする。

また、参加企業の選定は県と受託者が協議の上で行うこととし、この際、4(2)での開拓企業を考慮する。

エ 支援対象者の参加目標数

提案事項とする。

オ 開催場所、形式

提案事項とする。 対面で実施する場合の会場は、無料の専用駐車場があるなど、支援対象者の利便性の高い会場を提案すること。

カ 運営

(ア) 面談会実施内容の企画立案、会場の手配・設営・撤去、運営スタッフの手配、当日の受付、配布資料の作成、進行管理、参加者及び参加企業への案内、問合せ対応等、一切の業務を行うこと。

(イ) 個々の状況に応じた支援メニューに関する情報や就職活動に資する情報の提供のため、必要に応じて地域若者サポートステーション等の担当者による相談ブースを設けるなど、連携を図ること。

(ウ) 効果的なツールを用いた広報による参加者（支援対象者）の集客方法について提案すること。 面談会を開催するに当たり、参加者の募集期間は1か月以上確保すること。

(エ) 参加者及び参加企業に対してアンケート調査を行うこと。アンケートの項目については、県と協議の上決定する。

(オ) 不採用となった参加者の原因や解決方法の検討等の事後フォローを行い、次回以降の就職活動に役立つ支援を行うこと。一方、参加企業へは、事前の説明会や個別相談などのフォローを行うこと。

キ 事前セミナーの開催

面談会参加企業を主対象に、面談会参加時の準備物や面談時の工夫だけでなく、就職氷河期世代採用のメリットや留意点、事業所の受入体制や採用後の定着・育成に関する事項等について理解を深めるセミナーを開催すること。

なお、このセミナーに関して、面談会に参加しない企業の参加や、録画による後日の視聴も可能とすること。

(2) 受入企業の開拓及び求人情報等の情報発信

県内企業を対象に、通年採用や就職氷河期世代採用のメリット等を企業の経営者、担当者に伝え、支援対象者を積極的に採用する意向のある企業を開拓すること。また、支援対象者が求める企業情報や求人情報をWEBサイト等により通年で発信するとともに、国（宮崎労働局）が実施する支援対象者及び企業向けのセミナー等の支援情報を発信するなど、十分に連携を図ること。

ア 企業開拓の方法

提案事項とする。

県内企業を対象に、就職氷河期世代採用のメリット等を啓発し、採用への動機形成を図ること。参加企業の募集は受託者が主体的に行うこと。

なお、セミナーを開催する場合は、後日視聴も可能とすること。

イ 開拓企業数（※求人を受理する企業の実数とする。）

30社以上で提案事項とする。

ウ 受入企業の求人情報等の発信方法

マッチング会（4(1)）に参加する企業を含め、採用に積極的な企業の求人情報、企業の魅力情報を発信し、支援対象者が通年で企業への応募を可能とする仕組みを提案すること。また、情報の充実を図るため、積極的に県内企業へ情報掲載を促すこと。

エ 宮崎労働局が実施する事業との連携

宮崎労働局と連携し、国が実施するセミナーや助成制度等の情報を、支援対象者及び企業が活用できるよう発信すること。

**(3) 支援対象者の掘り起こし**

受託者は、主体的に労働局（ハローワークや受託事業者を含む）や支援機関と情報交換を図ることでネットワークを構築し、支援情報を一体的に発信しながら支援対象者の掘り起こしを行うこと。掘り起こしの方法については提案事項とする。

**(4) 支援対象者及び企業の相談対応**

当事業（マッチング会やセミナー、発信する求人情報等）に関する支援対象者及び企業の相談対応、状況把握を主体的に行うこと。ただし、マッチングに繋げるまでの支援としてキャリアや心身面の相談対応、職業体験等が必要と考えられる支援対象者からの相談については、地域若者サポートステーション等へ引き継ぎをすること。

ア 運営方法

(ア) 支援対象者及び企業の対応記録を作成し、対象者ごとに支援した内容が分かるように整理すること。

(イ) キャリアコンサルタントによる専門的な相談や職業訓練が必要と判断される支援対象者については、支援対象者から同意を得た上で、対象者の氏名や連絡先、相談内容、経緯等について、地域若者サポートステーションへ引き継ぎをすること。

(ウ) 相談対応を行っていることについて周知を行うこと。周知方法については提案事項とする。

イ 運営体制

支援対象者及び企業からの相談に対応できる体制を整えること。体制については提案書へ記載すること。

(5) 独自企画提案

就職氷河期世代の正規雇用化を促進する独自の企画があれば、提案すること。

5 実施結果報告

(1) 月次報告

1か月分の活動について、活動実績一覧を作成し、翌月10日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日。）までに県に提出すること。また、就職決定者（非正規雇用も含む）の就職先、職種、年齢、居住地等についても報告すること。

(2) アンケート、参加者名簿等の報告

合同企業面談会やセミナー等を開催した後は、参加者名簿一覧、参加数、アンケート結果等を取りまとめ、速やかに県に報告すること。また、回収した受付票やアンケート回答等の原本については、実績報告時に全て提出すること。

6 成果目標

就職決定者数（正規雇用） 40名以上

7 委託業務に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、その限りでない。

- (1) 10万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

8 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

9 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮すると共に、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (2) 本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。